

鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策 庁内連絡会議

日時：令和5年10月10日（火）
午後3時～

場所：第3応接室（鳥取県庁舎3階）

出席：知事、
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理部、鳥取大学

会議内容

- 1 県内の渡り鳥の状況と北海道の野鳥疑い事例
- 2 2022／23シーズンの国内における発生状況
- 3 鳥取県の対応(家きん)
- 4 野鳥サーベイランスの基本方針
- 5 鳥取県の対応(愛玩鳥)
- 6 県民の皆様へ情報提供

県内の渡り鳥の状況と北海道の野鳥疑い事例

○ 県内の渡り鳥の飛来状況

- ・ 9月末には中海、県東部において渡り鳥の飛来を確認
- ・ 県内各所の飛来地で、カモ類が日々増加中
- ・ 渡り鳥の飛来により、高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクが上昇



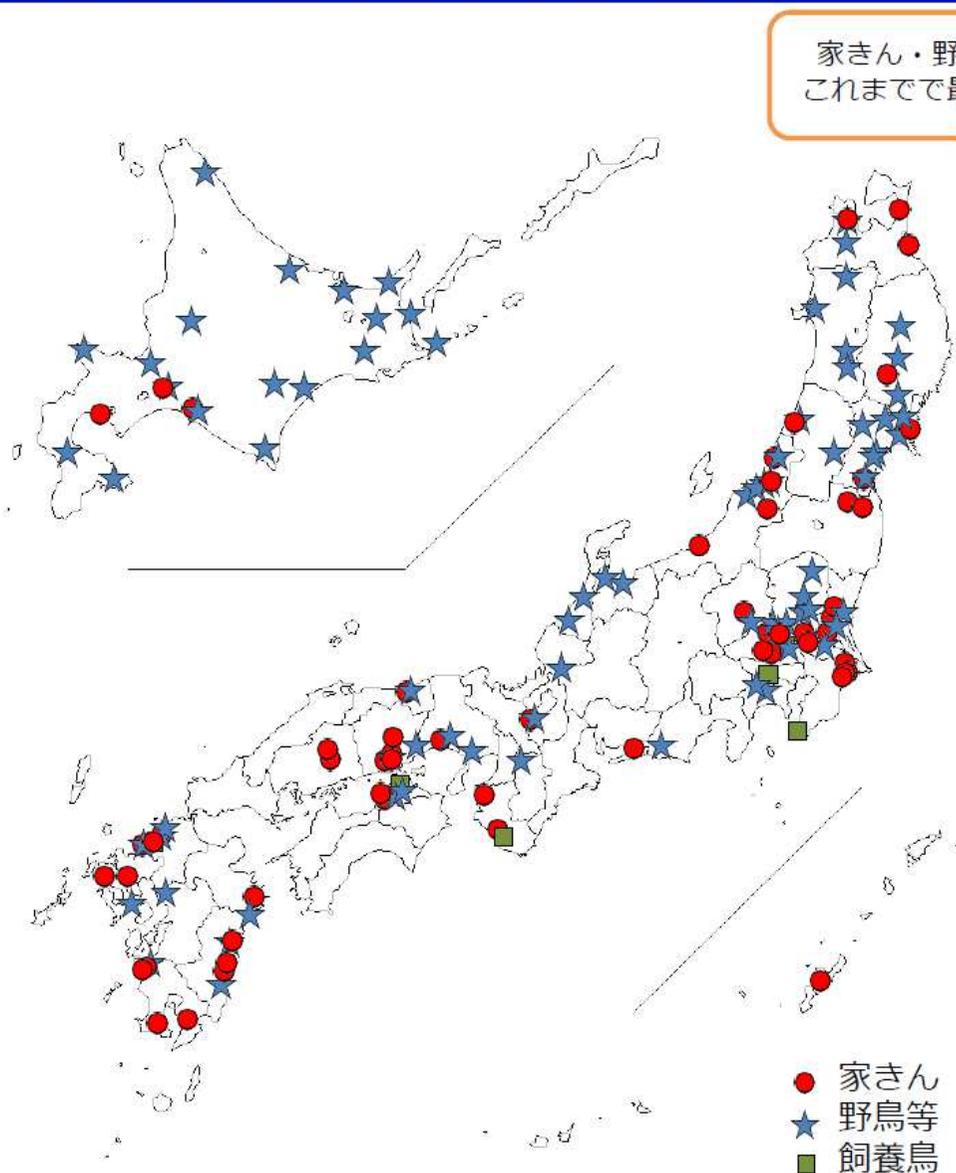
写真提供 米子水鳥公園(10/1撮影)

○ 北海道における野鳥の疑い事例

- ・ 10月4日(水) 北海道美唄市(びばいし)でハシブトガラスの死体が回収され、簡易検査によりA型インフルエンザウイルス陽性を確認(病原性は確認中)
- ・ 国の対応
回収地点の周囲10kmを野鳥監視重点区域に指定



2022/23シーズンの国内における発生状況



家きん・野鳥とも
これまでで最も早い

2022/23シーズン

	家きん	野鳥（環境）
初発	10/28岡山 県・北海道	9/25 神奈川県 (死亡ハヤブサ)
範囲	26道県	28道県
事例数	84事例 約1,771万羽	242事例
最終	4/7北海道	4/19北海道 (死亡ハブトガラ)

5月13日に清浄国復帰

- ✓ 初めての3シーズン連続の発生
- ✓ 北海道から沖縄まで26道県
84事例
- ✓ 過去最多の事例数、殺処分羽数
- ✓ 全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高い

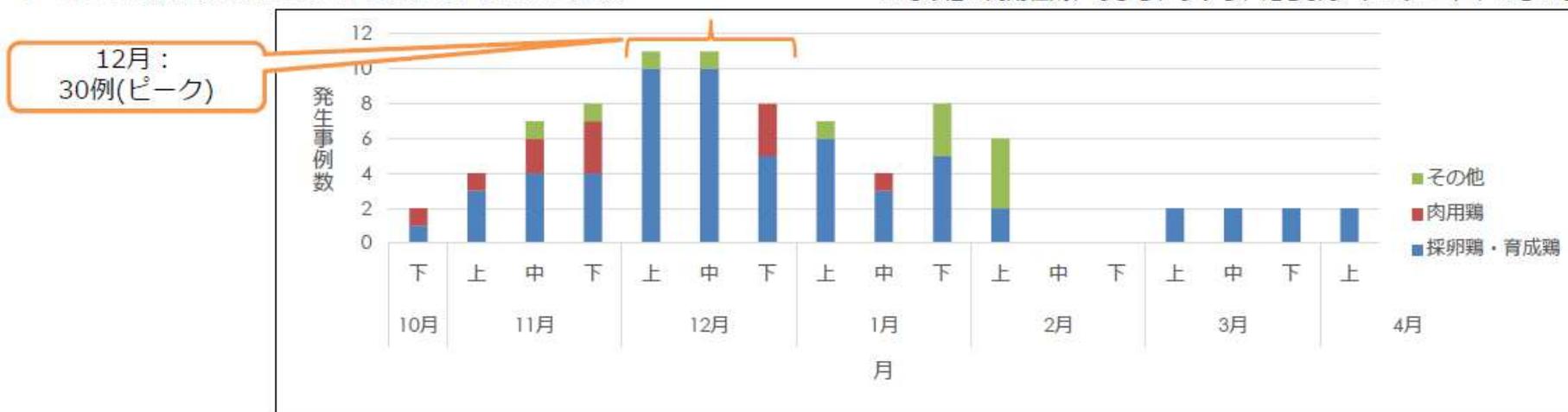
農林水産省会議資料

2022/23シーズンの国内における発生推移

- ✓ 家きん：2022年10月～2023年4月で26道県84事例の家きん農場で発生（過去最多）
- ✓ 死亡野鳥・野鳥糞便等：2022年9月～2023年4月で28道県242例のHPAIウイルス陽性確認（過去最多）
- ✓ 家きんの初発は過去最早、初発から1か月で19例（過去最速ペース）

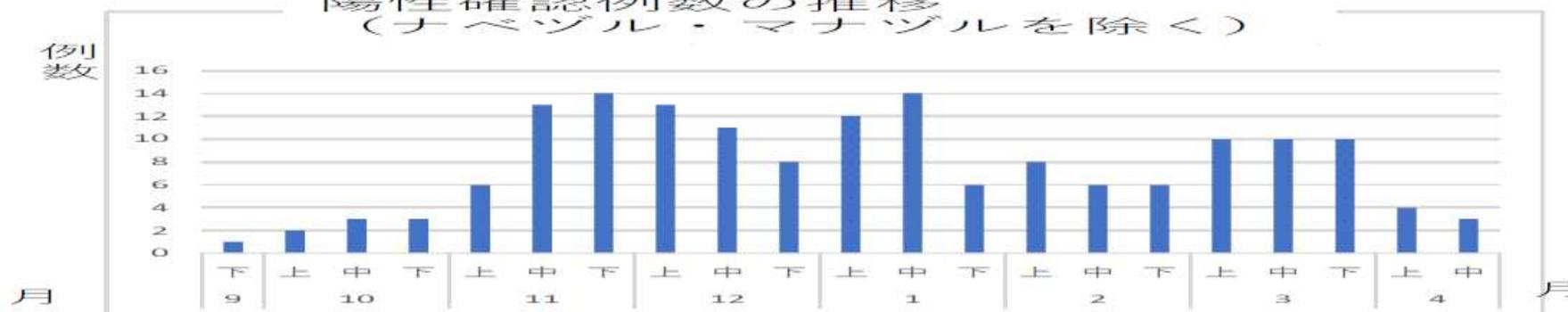
◆ 家きん飼養農場における発生事例数の推移

※その他：肉用種鶏、あひる、うずら、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥



◆ 野鳥等の陽性確認例数の推移

陽性確認例数の推移
(ナベヅル・マナヅルを除く)



鳥取県の対応(家きん)

- 1 全79養鶏農場に渡り鳥の飛来開始の連絡と注意喚起(9/27)
野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守、家きんの観察と異状発見時の早期通報、鶏舎周辺の消毒等を徹底。
- 2 飼育管理者からの飼養衛生管理基準の遵守状況の報告に基づき、10/4までに家畜保健衛生所による巡回点検を実施済。
シーズン中は農家の確認と家畜保健所の点検を繰り返し実施。
- 3 農場に消石灰約1,600袋を配布し、消毒の徹底を図る。
- 4 鶏舎に近接(300m以内)するため池が野鳥が飛来する水場とならないよう、管理者に水抜き等の協力を依頼し、大山町では該当する6か所のうち5か所で対応済。他の市町のため池も調整中。
- 5 各総合事務所単位で防疫演習を実施
(東部9/25,27、中部9/25,28、10/10、西部9/19,21)
- 6 備蓄品の確認
防護服やマスク等の補充、動力噴霧器の点検を実施。

野鳥サーベイランスの基本方針

1 野鳥監視

→ステージに応じた監視実施(現在はステージ2で対応中)

- ・渡り鳥が集まる河川、湖沼等における野鳥等の異常の有無を監視
- ・死亡等の異常な個体発見時に、ウイルス保有状況の検査を実施

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視 糞便・水検査(日光地区、月2回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大 糞便・水検査(調査地点追加)	最大 70地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視(重点区域は毎日) 糞便・水検査 (調査地点・回数追加、重点区域月2回)	最大 70地点 +重点区域

2 糞便・環境水調査

→基本3カ所(日光地区、湖山池、米子水鳥公園)、ステージに応じて調査地点追加

- ・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する湖沼等で糞便・環境水を調査
- ・過去に検出された日光地区は月2回実施
- ・上記3カ所の他、発生状況に応じて調査地点、回数を追加

3 個体数の確認

- ・湖山池、日光地区、米子水鳥公園で、飛来が多いカモ類を中心に種類・個体数を確認
- ・飛来状況が変化したタイミングで、養鶏農場等への注意喚起
(例)・飛来開始(9/29野鳥監視開始、養鶏農場への注意喚起実施)
 - ・感染事例の多いコハクチョウ等の集団飛来
 - ・渡り鳥の飛来ピーク

鳥取県の対応(愛玩鳥等)

1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

＜注意喚起事項＞

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

2 愛玩鳥の販売者や学校・公園等への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へは、10/5に
保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- [家きんの情報はこちら](#)
- [野鳥の情報はこちら](#)
- [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 (//)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。